

中央教育審議会教育振興基本計画部会の設置について（案）

令和 4 年 2 月 日
中央教育審議会決定

中央教育審議会令（平成 12 年政令第 280 号）第 6 条及び中央教育審議会運営規則（令和 3 年 3 月 12 日中央教育審議会決定）第 4 条の規定に基づき、中央教育審議会に下記の部会を設置する。

なお、この部会は、所掌事務に関する審議が終了したときは、廃止する。

○教育振興基本計画部会

（所掌事務）

教育振興基本計画の策定及び円滑な実施に必要な意見を述べること。